

鳥取県告示第40号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年3月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年1月23日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成21年1月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人救命とっとり

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

齋藤 基

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県の県民と医療従事者に対して、救命救急に関する事業を行い、鳥取県民が今まで以上に質の高い救急医療を享受し、健やかに暮らすことに寄与することを目的とする。